

歳入の推移

H24年度決算状況

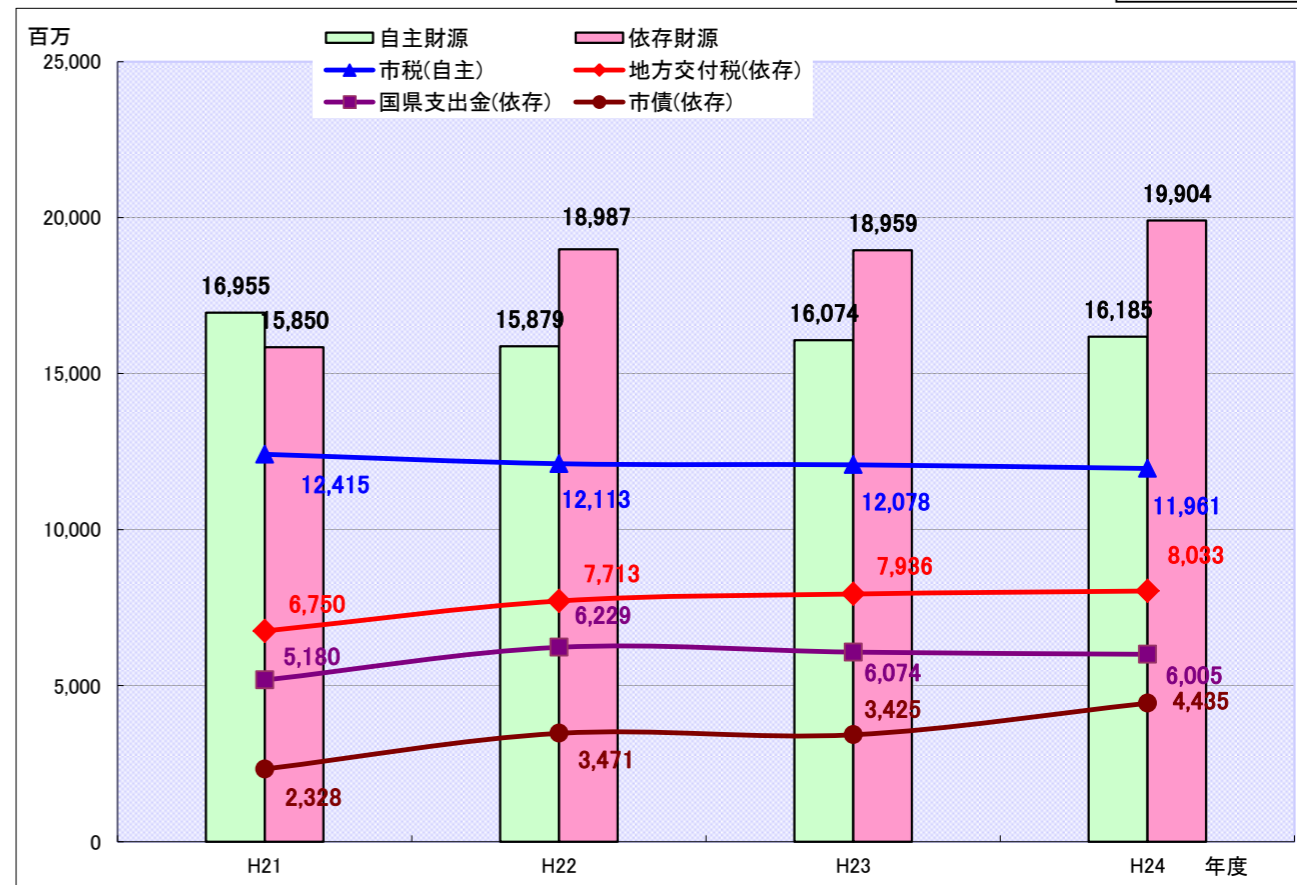
(単位：百万円 %)

【歳入】	21年度		22年度		23年度		24年度		備考
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	16,955	51.7	15,879	45.5	16,074	45.9	16,185	44.8	市が自主的に収入することができる財源
市税	12,415	37.8	12,113	34.7	12,078	34.5	11,961	33.1	市民税、固定資産税、軽自動車税 など
分担金及び負担金	516	1.6	518	1.5	496	1.4	582	1.6	施設の使用料や福祉に関する受益者の負担金、住民票等の発行手数料 など
使用料及び手数料	900	2.7	882	2.5	885	2.5	866	2.4	
財産収入	127	0.4	60	0.2	97	0.3	125	0.3	預金利子、市有地の貸付・売却 など
寄附金	108	0.3	42	0.1	21	0.1	10	0.1	一般寄付、福祉や教育などの指定寄付、ふるさと納税寄付 など
繰入金	483	1.5	158	0.5	99	0.3	225	0.6	基金や特別会計からの繰り入れ金
繰越金	858	2.6	850	2.4	983	2.8	1,048	2.9	前年度の繰越金
諸収入	1,548	4.7	1,256	3.6	1,415	4.0	1,368	3.8	貸付金の返済収入や学校給食費 など
依存財源	15,850	48.3	18,987	54.5	18,959	54.1	19,904	55.2	市の裁量が制限されており、国県の意思決定に基づき収入される財源
地方譲与税等	1,413	4.3	1,405	4.0	1,380	3.9	1,367	3.8	国が徴収した税金の一部を一定の基準で市に交付されるもので特に用途は限定されない
地方特例交付金	179	0.5	169	0.5	144	0.4	64	0.2	(国が徴収する税金の財源によって、市へ交付される種目が異なる)
地方交付税	6,750	20.6	7,713	22.1	7,936	22.7	8,033	22.3	
国県支出金等	5,180	15.8	6,229	17.9	6,074	17.3	6,005	16.6	特定の目的を持った事業に国県より市に収入されるもので、補助金や委託金 など
市債	2,328	7.1	3,471	10.0	3,425	9.8	4,435	12.3	特定の目的を持った事業や交付税の不足分に充てる市の借金
歳入合計	32,805	100.0	34,866	100.0	35,033	100.0	36,089	100.0	

地方譲与税等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金
 国県支出金等：国庫支出金、県支出金、交通安全対策特別交付金

資料-1

自主・依存財源の推移

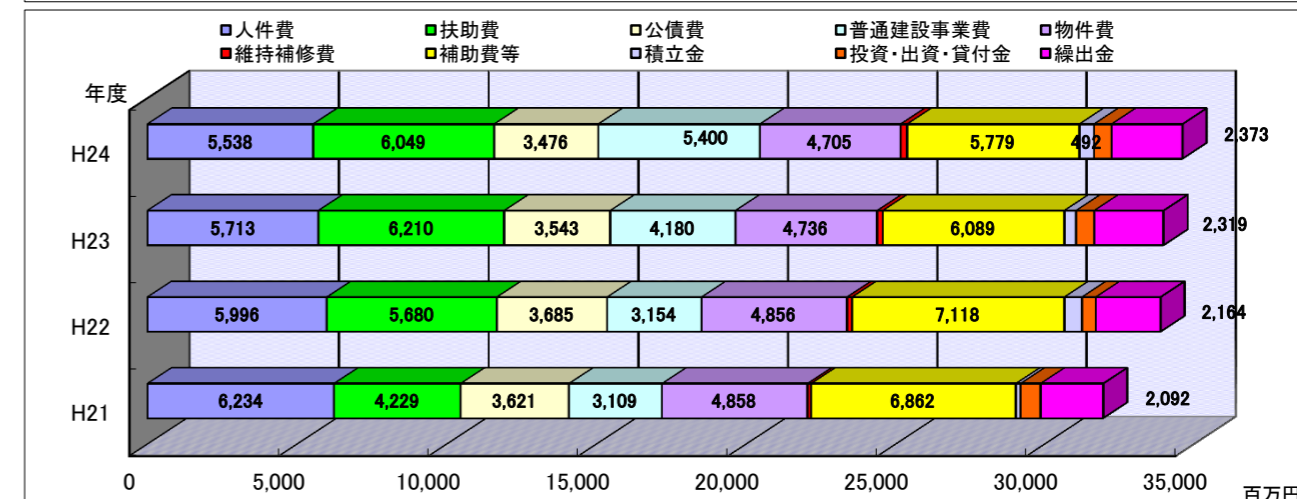
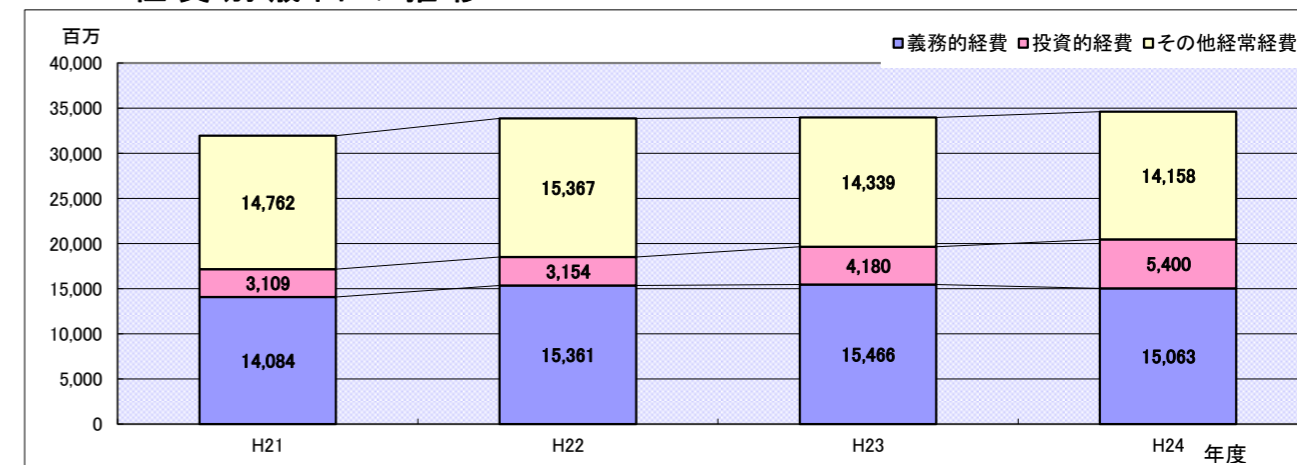


歳出の推移

(単位：百万円 %)

【歳出】 (性質別)	21年度		22年度		23年度		24年度		備考
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	14,084	44.1	15,361	45.3	15,466	45.5	15,063	43.5	支出が制度的に義務づけられており、市の思いのままには削減できない費用
人件費	6,234	19.5	5,996	17.7	5,713	16.8	5,538	16.0	職員給料、議員や特別職の報酬 など
扶助費	4,229	13.2	5,680	16.8	6,210	18.3	6,049	17.5	生活保護法や児童福祉法などに基づき公的扶助制度の一環として支給する費用
公債費	3,621	11.3	3,685	10.9	3,543	10.4	3,476	10.0	市の借入金(借金)を返済するための費用
投資的経費	3,109	9.7	3,154	9.3	4,180	12.3	5,400	15.6	支出効果が長期に及ぶもので、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業がある
普通建設事業費	3,109	9.7	3,154	9.3	4,180	12.3	5,400	15.6	道路や学校整備など、建設事業に必要とされる投資的な費用
その他経常経費等	14,762	46.2	15,367	45.4	14,339	42.2	14,158	40.9	
物件費	4,858	15.2	4,856	14.3	4,736	13.9	4,705	13.6	消費的な性質をもつ費用で、賃金、旅費、交際費、需用費 など
維持補修費	121	0.4	173	0.5	191	0.6	221	0.6	道路や公共施設などを管理するために必要な費用
補助費等	6,862	21.5	7,118	21.0	6,089	17.9	5,779	16.7	団体や民間に対し、行政目的を達成するため交付する経費 補助金、報償費など
積立金	158	0.5	592	1.7	395	1.2	492	1.4	特定の目的を達成するため、また年度間の財源変動に備え、積立(貯金)する費用
投資・出資・貸付金	671	2.1	464	1.4	609	1.8	588	1.7	市民の福祉増進や地域振興のため、市が現金を貸付するための費用
繰出金	2,092	6.5	2,164	6.4	2,319	6.8	2,373	6.9	一般会計、特別会計、基金の間で、相互に資金運用する費用
歳出合計	31,955	100.0	33,882	100.0	33,985	100.0	34,621	100.0	

性質別歳出の推移



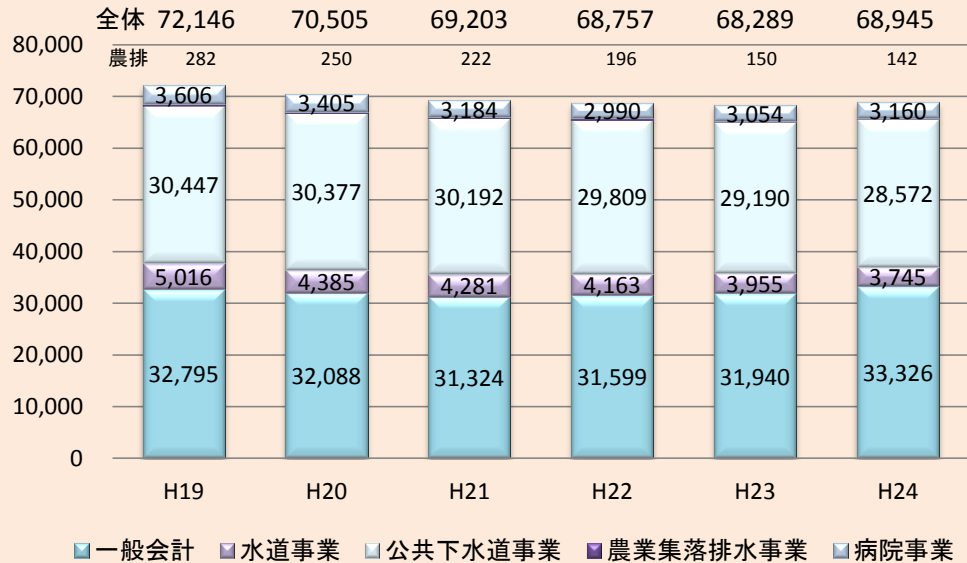
坂井市の借金と貯金

借金(市債)は、道路や学校の整備などに必要な経費の財源を確保するために借り入れる資金で、返済期間は5年から長いものでは30年かけて償還します。返済に必要な資金は、将来その施設を利用する市民の皆さんからの税金などで賄われ、世代間の負担の公平を図ることができます。しかし、借金(市債)残高が増え続けると、返済に要する経費が財政を圧迫し、様々な行政サービスの提供に支障が生じてきまので、財政状況を見極めながら借入れを行っております。

坂井市では、合併直後まで借金(市債)も毎年増加していましたが、平成19年度からは借金(市債)の返済以上の借り入れを行なわないよう取り組んで来ました。

しかしながら、一般会計では小中学校の耐震補強改修事業の本格化により平成22年度以降増加傾向にあります。

市債残高(全体)



市民一人当たり

34.4万円 33.7万円 33.0万円 33.4万円 33.8万円 35.3万円

貯金(基金)は、必要ときに取崩して財源等に充てるために設置される積立金です。平成22年度以降、財政調整基金の積み立てに努めております。

【財政調整基金】

財源不足や突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置される貯金で、決算剰余金が多い時は積立し、財源不足時に取り崩すという、年度間調整的な役割を果たします。

【減債基金】

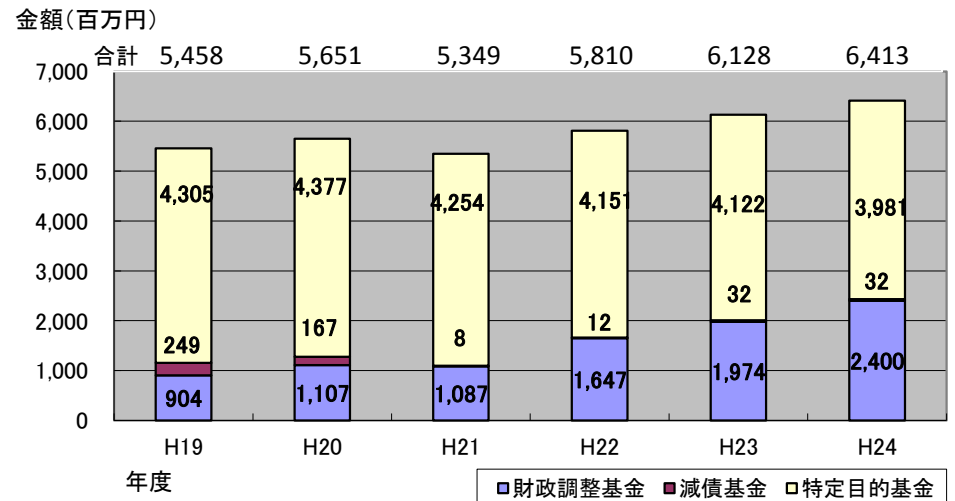
借金(市債)の返済の増加に備えるために設置される貯金で、公債費(借金返済)が他の経費を圧迫するような場合に充てます。

【特定目的基金】

福祉や文化など特定の事業を実施(展開)するための貯金で、目的に応じた7種類の基金があります。

なお、平成18年度において、合併特例である地域振興基金に33億8千万円の積み立てを行っております。

基金残高



市民一人当たり

5.7万円 5.9万円 5.6万円 6.1万円 6.5万円 6.8万円

【行政改革大綱に定めた目標数値】

行政改革の目標値と現状値	第1次行政改革(H19~23)			第2次行政改革(H24~28)	
	H17年度 決算の数値	H23年度 最終目標値	H23年度 決算の数値	H28年度 最終目標値	H24年度 決算の数値
財政調整基金 残高	17億6千万円	※1 標準財政規模の .5%(10億円)以上	19億7千万円	標準財政規模の 10%(22億円)以上	24億円
起債残高 (一般会計)	295億円	295億円以下	319億円	※4	333億円
経常収支比率	90.9%	85~90%	88.8%	85~90%	88.3%
実質公債費比率	※2 8.9%	※3 18%以下	13.0%	15%以下	11.8%

※1 標準財政規模＝H23年度：22,037,321千円(5%＝11億円)

※2 平成17年度の数値は、起債制限比率(平成19年度から地方債許可制度が協議制度に移行したのに伴い、公営企業などを含めた実質公債費比率で判断するようになりました)

※3 地方債(起債)の発行に国の許可が必要となる基準である18%を設定

※4 平成24年度 坂井市総合計画後期基本計画に基づいた、中長期財政計画の作成により適正な起債残高管理を行います

【財政調整基金】

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的な視野に立って財政運営を行うための基金です。

【経常収支比率】

一般財源(市税・交付税など)が経常経費(人件費・公債費・扶助費など)にどの程度費やされているかを示す割合です。財政構造の弾力性を判断する指標として、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

【実質公債費比率】

公営企業や特別会計も含めた実質的な公債費を表すもので、3年間の平均です。起債制限比率は一般会計のみの数値。公債費による財政負担の度合いを判断する指標として用いられます。

18%以上の団体＝地方債の発行に国の許可が必要